

# 令和5年2月 農業委員会議事録

開催日：令和5年2月24日（金）  
場所：越谷市農業技術センター2階  
研修室  
開会時刻：午前 9時53分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 5年 2月24日 ( 金 )

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

| 議席 | 氏 名     | 出欠 | 議席 | 氏 名     | 出欠 |
|----|---------|----|----|---------|----|
| 1  | 瀬 尾 守   | 出  | 8  | 宇田川 道 代 | 出  |
| 2  | 藤 井 光 昭 | 出  | 9  | 吉 田 佳 子 | 出  |
| 3  | 坂 卷 秀 雄 | 出  | 10 | 田 口 勲   | 出  |
| 4  | 山 崎 保 夫 | 出  | 11 | 荻 島 元 治 | 出  |
| 5  | 渋谷 喜代治  | 出  | 12 | 金 子 繁 雄 | 出  |
| 6  | 小 沼 真由美 | 出  | 13 | 小 林 博   | 出  |
| 7  | 大 熊 敏 夫 | 出  | 14 | 三ツ木 宗 一 | 出  |

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

| 議席 | 氏 名     | 出欠 | 議席 | 氏 名     | 出欠 |
|----|---------|----|----|---------|----|
| 1  | 小早川 久 夫 | 出  | 8  | 飯 高 進   | 出  |
| 2  | 神 田 東 一 | 出  | 9  | 齋 藤 晃 一 | 出  |
| 3  | 今 井 富士雄 | 出  | 10 | 鈴 木 喜 雄 | 出  |
| 4  | 林 信 雄   | 出  | 11 | 豊 田 佳 樹 | 出  |
| 5  | 岡 安 昇 治 | 出  | 12 | 松 沢 浩 之 | 出  |
| 6  | 関 根 栄   | 出  | 13 | 原 田 源 一 | 出  |
| 7  | 高 島 豊   | 出  |    |         |    |

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和  
統括主幹 齋 藤 利 明  
主 幹 上 原 誠

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚

## 6. 議 事

### ① 議事録署名人の指名

### ② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

### ③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第5号報告 農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時33分

## 9. 会議の内容

局 長

皆様、おはようございます。定刻前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、これから始めたいと思います。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いします。

会 長

おはようございます。先月は、お休みをさせていただきまして、申し訳ございませんでした。改めまして、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

このところコロナも大分落ち着いてきて、5月からは5類に移行するらしいですが、予防接種に関しては1年間余裕があるような記事が出ていました。今年度もあと1か月ちょっとになりましたが、令和5年の生活は通常の生活に戻ってくるのかなと、そう思っております。農業委員会の研修もできませんでしたが、そういうものも通常どおり来年度は、復活してくるのかなと思っております。

今年は、これから県議会選挙と市議会選挙がございます。先日21日に会長、事務局長の会議がありまして、そこの文面にも載っていましたが、我々は準公務員でございますので、農業委員としての選挙活動に関しては慎んでいただきたい。農業委員ではなく、個人的にやるのは、我々も地元から選出の農業委員ですから、地元のそういう活動に関しては全てが駄目ではありませんが、農業委員としての活動ではなく一個人の活動で、選挙で我々も選出されているのと同じように、そういう形でやっていただければ特に問題はないのかなと思います。ただ、立場上何かのときに農業委員の誰々さんとかということはないように、一個人で活動はしていただければありがたいなと思います。事例として、この間の会議でそういう立場を利用して選挙運動をやったという事例も載っていましたので、なるべく立場は使わないように、大事な選挙でございますので、我々市民の生活を考えると参加をすることは大いに結構なのですが、立場を利用しないように、それだけく

局長

れぐれも気をつけて行動していただければと思います。

言葉が整いませんけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

本日は、全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から5番の渋谷委員、7番の大熊委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

主幹

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局から説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は9,930平方メートルです。通作距離は住まいと隣地で、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め4名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は7万3,124平方メートルです。通作距離は5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め3名です。

以上2件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について、推進委員7番の高島委員、2番について、推進委員11番の豊田委員よりお願いいたします。

それでは、1番について高島委員よりお願いいたします。

7 番推進委員  
(高島委員)

1 番の件について補足説明します。

2 月 20 日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題ないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

議 長  
1 1 番推進委員  
(豊田委員)

2 番について、豊田委員よりお願いいたします。

2 番の件について補足説明します。

2 月 20 日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。

議 長  
全 員  
議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長  
主 幹

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

議案書の 2 ページを御覧ください。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1 番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび敷地の一部の地目が畑であることが判明し、農地転用の手続を怠っていました。引き続き住宅敷地として

利用することから、適法な土地にするための申請です。

なお、令和5年1月31日付で、今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、申請地の近隣住民の方から駐車場として貸してほしいとの強い要望が多数あり、困っている方に協力できればと考え、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、申請者が高齢となり、現在は農地として耕作をしておりますが、今後農業を続けていくことが難しい状況にあり、このたび本件申請地の近隣住民から駐車場として貸してほしいとの要望もあり、困っている方に協力できればと考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、申請者は会社に勤務しており、耕作が難しく、現在は農地の管理をしております。このたび本件申請地の近隣住民から駐車場として貸してほしいという強い要望があり、困っている方に協力できればと考え、申請に及んだものです。

以上4件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性など立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について瀬尾委員、3番について小林委員よりお願いいたします。4番については、私から説明いたします。

それでは、1番及び2番について瀬尾委員よりお願いいたします。

1 番 委 員  
(瀬尾委員)

1番の件について説明いたします。

2月14日に現地を確認しております。申請地の現状は宅地、転用目

議 長

1 3 番 委 員  
(小林委員)

議 長

全 員  
議 長

的は住宅敷地の追認でございます。南側出入口部分を除いて、周囲の農地とは高低差がないことから、被害を及ぼすおそれはないと判断いたしました。以上、ご報告いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。同じく2月14日に現地確認をしております。申請地の現状は田、転用目的は駐車場でございます。北側出入口付近を除いて、周囲をコンクリートブロック及びフェンスにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたしました。

以上、ご報告いたします。

ありがとうございました。

3番について、小林委員よりお願いいたします。

3番の件について説明します。

2月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。西側出入口部分を除き、コンクリートブロック及びフェンスにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたしました。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

4番については、私から説明いたします。

4番の件について説明いたします。2月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。南側道路に接する出入口部分を除いて、周囲に単管パイプを設置して区画するため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたしました。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議

長

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について、事務局から説明願います。

主

幹

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は車両置場です。転用理由といたしまして、借人は現在市外で中古車の販売店を営業しております。下取りの車や修理を要する車を置くスペースが必要となり、土地を探していたところ、申請地は販売店からもほど近く、計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家にも近く、近隣には小中学校、商業施設や診療所等もあり、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在妻と妻の両親と同居しておりますが、家財道具も増え、手狭になったことから、自己用住宅を建築したいと考え、土地を探していたところ、妻の父の所有する土地を借受けできる運びとなりました。また、当該地は妻の実家にも近く、将来両親の介護等も踏まえ、最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は平成20年に市内に本店を置き、主に型枠工事業を営む法人です。業績も順調に伸び、現在使用している資材置場

が手狭になり、また明渡しを求められているため、新たに土地を探していたところ、申請地はアクセスもよいことから、計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりましたが、現在妻の実家で間借りしております。家財道具も増え、手狭になったことから、自己用住宅を建築したいと考え、土地を探していたところ、父の所有する土地を借受けできる運びとなりました。また、申請地は実家にも近く、将来両親の介護等も踏まえ、最適な場所と考え、申請に及んだものです。

なお、令和4年11月30日付で自己用住宅として農用地区域から除かれています。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的はごみ集積所です。転用理由といたしまして、借人は昭和49年に市内に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。住宅を建築するに当たり、地元自治会長より、既設ごみ集積所が満杯状態であるため、新たにごみ集積所を設けるよう要望があったことから、計画したところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について瀬尾委員、3番について三ツ木委員、4番について吉田委員、5番について大熊委員、6番について宇多川委員よりお願いいたします。

それでは、1番及び2番について瀬尾委員よりお願いいたします。

1 番 委 員

1番の件についてご説明いたします。

|                      |                                                                                                                                              |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (瀬尾委員)               | <p>2月14日に現地確認をしております。申請地の現状は畑、転用目的は車両置場であります。南側出入口部分を除いて周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、ご報告いたします。</p>                      |
|                      | <p>続きまして、2番の件についてご説明いたします。同じく2月14日に現地確認をしております。申請地の現状は畑、転用目的は住宅であります。西側出入口部分を除いて周囲をコンクリートブロック及び地先ブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> |
| 議 長                  | <p>以上、ご報告いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>                                                                                                      |
| 1 4 番 委 員<br>(三ツ木委員) | <p>3番について、三ツ木委員よりお願いいたします。</p> <p>3番の件について説明します。</p>                                                                                         |
|                      | <p>2月16日に現地を確認しております。申請地の現状は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲をマウントアップにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p>                                         |
| 議 長                  | <p>以上、報告いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>                                                                                                       |
| 9 番 委 員<br>(吉田委員)    | <p>4番について、吉田委員よりお願いいたします。</p> <p>4番の件についてご説明いたします。</p>                                                                                       |
|                      | <p>2月17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は資材置場です。西側の出入口部分を除き、周囲を土留め縁石にて区画し、フェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p>                              |
| 議 長                  | <p>以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p>                                                                                         |
| 7 番 委 員<br>(大熊委員)    | <p>5番について、大熊委員よりお願いいたします。</p> <p>5番の件について説明します。</p>                                                                                          |
|                      | <p>2月17日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。農地に接する北側及び東側にはコンクリート擁壁を打設</p>                                                                        |

議 長

8 番 委 員  
(宇田川委員)

議 長

全 員

議 長

議 長

主 幹

し、西側出入口部分を除いて周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

6 番について、宇田川委員よりお願いいたします。

6 番の件について説明します。

2 月 13 日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的はごみ集積所です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についての 7 番から 12 番について、事務局から説明願います。

議案書の 4 ページを御覧ください。

第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についての 7 番から 12 番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、7 番の概要ですが、転用目的はごみ集積所です。転用理由といたしまして、借人は平成 31 年に市内に本店を置き、主に不動産

業を営む法人です。住宅を建築するに当たり、地元自治会長より、既設ごみ集積所が満杯状態であるため、新たにごみ集積所を設けるよう要望があったことから、計画し、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家に近いことから、将来お互いに協力し合える最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財道具も増え、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、妻の母の所有する土地を借受けできる運びとなりました。また、申請地は実家にも近く、将来お互いに協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内に夫婦と子供1人で妻の両親の家に同居しておりますが、家族の将来のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家にも近く、将来お互いに助け合える最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家にもほど近く、将来お互いに協力し合える最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、新居を構えたく、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、妻の父の所有する土地を借受けできる運びとなりました。また、申請地は実家にも近く、将来お互いに協力し合える最適な場所と

議

長

考え、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、7番について私から説明いたします。8番及び9番について田口委員、10番から12番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、7番について私から説明いたします。

7番の件について説明いたします。2月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的はごみ集積所です。北側出入口を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、8番及び9番について田口委員よりお願いいたします。

10番委員  
(田口委員)

それでは、8番の件について説明をいたします。

2月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画し、土留めをすることから、隣接地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、9番の件について同じく説明をいたします。2月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は住宅です。西側道路に接する出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画し、土留めをすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。

10番から12番について、藤井委員よりお願いいたします。

2 番 委 員  
(藤井委員)

10番の件について説明いたします。

2月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画し、土留めすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、11番の件について説明いたします。2月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックにて区画し、土留めすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、12番の件について説明いたします。2月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入口部分を除き、東側は既設コンクリートブロック、南側を既設柵板、北側及び西側をマウントアップにて区画し、土留めすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

主 幹

議案書の5ページから8ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。  
番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、

議  
全  
議

長  
員  
長

議

長

主

幹

期間の順に読み上げます。

1 番、面積は276平方メートル、新規で、期間は3年です。

2 番、2 筆の合計面積は709平方メートル、再設定で、期間は5年です。

3 番、2 筆の合計は2,092平方メートル、再設定で、期間は5年です。

4 番、13筆の合計は9,004平方メートル、再設定で、期間は5年です。

5 番、4 筆の合計面積は5,037平方メートル、再設定で、期間は3年です。

6 番、1,206平方メートル、再設定で、期間は3年です。

7 番、971平方メートル、新規で、期間は10年です。

8 番、4 筆の合計面積は3,855平方メートル、新規で、期間は10年です。

9 番、面積は971平方メートル、新規で、期間は10年です。

10番、7 筆の合計面積は5,716平方メートル、新規で、期間は10年です。

11番、面積は971平方メートル、新規で、期間は10年です。

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということで、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

次は、報告でございます。

事務局から説明願います。

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の9ページ及び10ページです。第1号報告 農地法第3条の

議

長

3 第 1 項の規定による届出の受理について、3 件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の11ページです。第 2 号報告 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について、1 件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の12ページ及び13ページです。第 3 号報告 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について、8 件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第 1 号報告、第 2 号報告、第 3 号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の14ページです。第 4 号報告 農地法第18条第 6 項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回は、1 件の届出がありました。内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の15ページです。第 5 号報告 農地の改良に係る届出について、2 件の届出がありました。内容につきましては、田畑転換です。

報告事項は以上です。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、3 月 24 日金曜日午前10時からこの会議室で行います。

(閉会時刻：午前 1 0 時 3 3 分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和5年 2月24日

議 長

署名委員

署名委員